

「今後の眼の水晶体の等価線量限度引き下げ」に 対応した取り組みについて

2018年1月23日



東京電力ホールディングス株式会社

2. ICRP勧告と当社の新たな取り組みについて



■ ICRP勧告（ソウル声明：2011年）

国際放射線防護委員会[ICRP]は、最新の疫学的知見（長期間の追跡結果および水晶体の混濁がすべて白内障に進行すると仮定）を踏まえて、水晶体の「しきい線量」及び「等価線量限度」の引き下げを勧告。

（勧告内容）

- ・白内障発生のしきい線量：5～8 Gy ⇒ 0.5 Gyに引き下げ
- ・水晶体の等価線量限度：150mSv/年 ⇒ 50mSv/年, 100mSv/5年に引き下げ

■ 当社の新たな取り組みについて

ICRPの勧告を受けて、福島第一原子力発電所の作業員の安全性向上のための管理を段階的に導入する。

- 自主管理：水晶体の等価線量の当社管理値（50mSv/年、100mSv/5年）を導入
ただし、100mSv/5年は、集計の方法やツール等を整備後に導入
- 導入目標：2018年度
- 主要課題：水晶体の等価線量のモニタリング方法の見直し
（全面マスクの遮へい効果を考慮した測定・評価方法の検討）